

情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行うにつき十分な体制を整備しています。

- ・保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に該当しており、事後的に確認が可能です。
- ・対面診療を提供できる体制を有しています。
- ・オンライン診療の初診において向精神薬の処方はいません。